

子ども・子育て会議（第55回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第55回）

議 事 次 第

日 時 令和2年12月25日（金）10:00～11:55

於：オンライン開催

1．開 会

2．議 事

- （1）子ども・子育て支援新制度に関する予算案等について
- （2）児童手当に関する見直しについて
- （3）その他

3．閉 会

秋田会長 おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、第55回「子ども・子育て会議」を開始いたします。
今回も、前回と同様に、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン形式で開催いたします。

初めに、本日の委員の御出欠について、事務局より御報告をお願いいたします。

池上参事官 私のほうから、委員の御出欠について御報告いたします。

本日は、大日向委員、中川委員、箕輪委員、水嶋専門委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

また、徳倉委員におかれましては高祖代理人、三日月委員におかれましては中條代理人、茂木委員におかれましては粟野代理人、安河内専門委員におかれましては伊達代理人に御出席いただいております。それから、駒崎委員からは遅れての御参加との御連絡をいただいております。あと、山本委員もこの後御参加いただけるものと考えてございます。

本日、過半数の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、「子ども・子育て支援新制度に関する予算案」や「児童手当に関する見直し」などについて議論をしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。なお、意見交換の時間を十分に確保するため、事務局からの説明は極力簡潔をお願いいたします。また、事務局が説明する際には、音声を聞き取りやすくするよう、マスクを外して御説明いただきたく存じます。

よろしく申し上げます。

池上参事官 それでは、まず、資料1は令和3年度予算案についてでございますけれども、3府省から順次御説明いたします。内閣府子ども・子育て支援担当の池上でございます。

1ページを御覧いただきたいと思っております。まず、内閣府予算でございます。

この中で、真ん中の辺りに として「子どものための教育・保育給付等」の記載がございます。その1つ目の が保育所等の運営費でございますけれども、前年度から553億円のプラスで1兆3,932億円となっております。新子育て安心プランによる保育の受け皿の増加分もここに含まれます。

2ページ、一番上が主な充実事項でございます。新子育て安心プランの関係ですけれども、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することを踏まえ、運営費については令和7年度までの各年度について所要の額を確保することいたしました。

中段に行っていただきまして 「地域子ども・子育て支援事業」でございます。前年度比225億円増の1,864億円となっております。

充実事項がございますので、幾つか御紹介いたします。まず1つ目の利用者支援事業に

つきましては、基本型について、地域で展開されている事業の連携を強化するための経費を支援することといたします。また、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の展開に向け、国庫補助率の引上げも行います。

3ページを御覧ください。放課後児童クラブにつきましては、現行プランに基づいて受け皿の整備を進めてまいります。それから、地域子育て支援拠点事業につきましては、父親の育児参加を促すため、休日に講習会を実施した場合の加算を創設いたします。

このほかにも様々な充実を図ってまいります。各事業のうち、一時預かりの幼稚園型と多様な事業者の参入促進・能力活用事業は文部科学省、その他の事業は厚生労働省で担当いただいております。

3ページの一番下、点線枠囲みの部分でございます。何回か子ども・子育て会議でも御議論いただいた重層的支援体制整備事業が来年度からスタートいたします。利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の予算の一部については、一体的実施が可能となるよう、厚労省予算に計上してございます。

4ページ、仕事と子育て両立支援事業の関係でございます。まず、「企業主導型保育事業」につきましては11万人の定員枠が設定されており、今年度も新規募集を行い、12月に審査が終了したところでございます。一方で、既に助成決定されている施設について、定員充足率を踏まえて予算の精査を行うなどによりまして、予算額としては前年度より340億円減の1,929億円としております。

「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」については、新子育て安心プランに基づきまして、割引券を1日当たり2枚まで利用できるようにいたしました。

は、厚労省のくるみん認定を活用し「子ども・子育て支援に積極的な中小企業に対する助成事業（仮称）」も創設いたします。

5ページを御覧ください。児童手当は、2行目から書いてあるとおりの見直しを行います。令和4年10月支給分からの実施でございますので、予算に反映されるのは令和4年度予算からになります。

参考資料を御覧いただきたいと思っております。少し先に行っていただいても恐縮ですが、15ページを御覧いただけますでしょうか。人件費の改定についての資料でございます。これに関しましては、前回御説明した方向での見直しとなりますので、その旨の御報告をこちらの資料にてさせていただきます。

16ページを御覧いただきたいと思っております。地域子育て支援事業の充実について、表題にありますとおり「多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応」という観点で資料にまとめました。上の囲みの3つ目の ですけども、子育て家庭が身近な地域で安全・安心して子育てできるよう、利用者支援事業を核として様々な事業が相互に連携して、子育て家庭を支えていく必要があると考えております。令和3年度予算でもその観点からの取組を推進するほか、こうした事業の相互連携、協力について、市町村子ども・子育て支援事業計画への位置づけを検討したいと思っております。

令和3年度での対応については、下の囲みにあるとおりでございます。時間の関係で、説明は省略いたします。

まず、私からの説明は以上になります。

高鹿少子化総合対策室長 引き続き、厚生労働省のほうから、厚生労働省の予算の主な項目について御説明いたします。

6ページになります。「新子育て安心プラン」につきましては、この後の議題にて詳しく御説明させていただきます。

7ページにお進みいただきまして、中ほどの四角囲みにあります三次補正の予算案ですが、一次補正、二次補正に加えまして、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費、かかり増し経費や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等の購入、保育所等の消毒に必要な経費支援を行います。

同じく7ページの「2. 子ども・子育て支援新制度の実施」につきましては、先ほど内閣府より御説明のあったとおりです。

8ページを御覧いただきまして、「3. ひとり親家庭等の自立支援の推進」につきましては、養育費に関する支援として、養育費相談支援センターや地方自治体における養育費に関する相談支援を充実・強化するとともに、離婚前からの親支援の充実及び養育費の履行確保に資する先駆的な取組の推進を図ります。

同じく8ページにあります「4. 成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進」につきましては、すべての子供が健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や健やか親子21を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援策を推進いたします。具体的には、母子保健法の改正により法的に位置づけられました産後ケア事業について、少子化社会対策大綱を踏まえまして、全国展開を目標に実施箇所数の増を図り、より身近な場で妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を進めます。

9ページに進みまして、不育症検査への助成として、不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にあります不育症検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行います。

また、令和2年度第三次補正予算案では、不妊治療の助成拡充といたしまして、不妊治療の経済負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成について、所得制限の撤廃、助成額の拡充、現行の1回15万円のところを1回30万円とするなどの拡充を行うこととしております。

10ページ以降、児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進につきましては、児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など、児童虐待防止対策の抜本的強化について、関係閣僚会議の決定になりますが、これを踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進してまいります。

厚生労働省からは以上でございます。

井上幼児教育課長　続きまして、資料の12ページを御覧ください。文部科学省のほうで幼児教育の振興としまして、令和2年度補正予算案で203億円と、令和3年度当初予算案で48億円を計上してございます。

1.の黄色いところ、主にソフト面の支援を充実させてございます。主なものを紹介させていただきますと、1つ目の、都道府県や市区町村における幼児教育を支援する体制の充実ということで、新型コロナウイルス感染症対策を念頭に、保健や福祉の専門職の方がいろいろなアドバイスを幼稚園や保育所等に対してできるよう、そういった連携への支援も充実させております。

また(2つ目の)、人材確保・キャリアアップ支援ということで、依然として需要が高止まりしている幼稚園教諭等の人材確保に必要な取組をしていただける予算を充実してございます。

その下(3つ目の)、保育所と同様に新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと取るための必要なかり増し経費等に対する補助、これは補正でも手当をするとともに、当初でも御支援を申し上げたいと思っております。

13ページをご覧ください。2.ですけれども、こちらはハード面の支援です。認定こども園の施設整備費、私立幼稚園の施設整備費ということで、感染症予防の観点からの衛生環境の改善、また幼稚園が預かり保育をする場合の改修等の補助についても充実しているところでございます。

以上です。

池上参事官　続きまして、資料2の御説明をいたします。

資料2は、令和3年度税制改正についての資料でございます。内閣府、厚労省にまたがりますけれども、内閣府のほうから一括して御説明いたします。

1ページを御覧ください。結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についてでございます。平成27年度から創設されているところですが、2年間の延長が認められております。それから、資金の払い出しを行う年齢が成人年齢の引下げに伴って18歳以上に拡大されてございます。

2ページを御覧ください。企業主導型保育事業に係る固定資産税の軽減措置についてでございます。企業主導型保育事業については、新規開設から5年間の固定資産税等の軽減が認められておりますけれども、来年度以降も新規開設が見込まれることから、2年間の延長が認められました。

3ページを御覧ください。ベビーシッター利用助成などの子育て支援に係る新たな措置についてでございます。国が行う企業主導型ベビーシッター事業のほか、地方自治体でもベビーシッターの利用料等の助成を行っているところでございますけれども、これまで助成金額によっては雑所得として所得税等がかかるという問題がございました。今回こうした助成については非課税とすることとなったところでございます。

資料2についての説明は以上でございます。

矢田貝保育課長 続きまして、厚生労働省保育課長でございます。

資料3、新子育て安心プランについて御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。新子育て安心プランにつきましては、政府における全世代型社会保障検討会議の議論も踏まえ、今週月曜日、予算案の閣議決定と併せて公表をさせていただいたものでございます。令和3年度から令和6年度末までの4年間で14万人分の保育の受け皿を整備するというプランでございます。下の図にございますとおり、これまで5年で50万、3年で32万ということで、保育所の整備を行ってまいりますが、上の点線の中にありますとおり、市町村計画の積み上げを踏まえて保育の受け皿を整備する。できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するという考え方に基づくものでございます。

支援のポイントにつきまして、下のほうで3つ大きな柱を掲げてございます。1つが地域の特性に応じた支援です。保育ニーズが増加している地域につきましては、整備費の補助率のかさ上げのような支援を引き続き行ってまいります。また、施設の整備は必要なくともマッチングの促進が必要な地域については、保育コンシェルジュによる相談支援の拡充や巡回バスなどによる送迎に対する支援の拡充などで支援してまいります。あわせて、人口減少地域の保育の在り方につきましても、調査・研究を実施していきたいと考えてございます。

今、御説明しているそれぞれの項目の詳細については、参考資料2にそれぞれの項目について1枚ずつ資料をつけてございますので、お時間のあるときに御覧いただければと思います。

本体資料に戻りまして、2つ目の柱が魅力向上を通じた保育士の確保です。保育補助者の活躍の促進、短時間保育士の活躍の促進、これは常勤保育士が十分に確保できずに子供を受け入れることができないなど、市町村がやむを得ないと認める場合に、現在、局長通知におきまして、常勤の保育士1名を充てることが望ましいとしておりますけれども、そうした場合に限り2名の短時間保育士で管理するというものでございます。また、保育士・保育所支援センターの機能強化などを通じて、保育士の確保を支援してまいりたいと考えてございます。

3つ目の柱が地域のあらゆる子育て資源の活用ということで、幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育や小規模保育の推進、先ほど御説明がありましたベビーシッターの利用助成の非課税化、企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設などを行ってまいりたいと考えております。

2ページ、3ページ、4ページは、今、御説明したことを詳細に説明したものでございます。

最後に5ページを御覧ください。保育の受け皿が令和6年度末までに今よりも14万人分増えますと、その分、それにかかる人件費などの運営費が恒久的に増えていくこととなります。7年度までの追加所要額、7年度までに増える分、以後、追加に必要な額が1,440

億円ということになります。これにつきましては事業主拠出金の財源として1,000億円、これは経済界に御協力をお願いしたものでございます。また、公費（税財源）といたしまして440億円、これは児童手当の特例給付の見直しにより生ずる財源などを充当していきたいと考えているものでございます。

私からは以上でございます。

水野児童手当管理室長 続きまして、内閣府児童手当管理室長でございます。

資料4「児童手当に関する見直しについて」を御覧いただければと思います。

おめくりいただきまして、1ページ目、児童手当の見直しについてでございます。

上のほうの四角囲みにございますけれども、1つ目の でございます。検討事項にはなっておりますけれども、世帯合算は今回は導入せずに、主たる生計維持者の所得で判断という現状の仕組みをそのまま継続していきたいと考えてございます。

2つ目の 、新聞報道でも出てございますけれども、年収1,200万円以上の方への特例給付を廃止ということでございます。

資料中段の図を御覧いただければと思います。現行は960万円を基準としまして、それより少ない方が月1万円、多い方は月5,000円を子供の人数に応じてでございますけれども、今回、矢印の右に行きまして、今の960万の上に1,200万円というラインを設けさせていただきまして、そこから上については対象としないということでございます。影響児童は61万人ということで、全体の4%でございます。少なからずの人数ではございますけれども、高所得の方ということで御理解いただければと考えているものでございます。

3つ目の でございます。児童手当の実施事務は市町村が行っているものでございますけれども、その際、システム改修なども必要になってくるものでございます。すぐに来年度予算からどうこうということよりは、準備期間も含めまして、令和4年10月支給分から適用ということでございます。あわせまして、次の行の矢印でございますけれども、児童手当は、金額や対象者などを法律に書いてございます。そういったことでございますので、令和3年通常国会に必要な法案の提出を図るといったことを考えておるということでございます。

おめくりいただきまして、2ページでございます。途中で申し上げた1,200万円の話でございます。下のほうに黄色いマーカーをつけてございますけれども、その右側、1,200万というのが先ほど申し上げた数字でございます。実際の制度上は、政令という法律の下の法制のものに、中段の所得額というところが書いてございます。それが、さらに申し上げれば左側、扶養親族の数によって変動してくるというものになってございます。

おめくりいただきまして、次のページ以降は児童手当制度の概要などがございます。例えば5ページが先ほど申し上げた1,200万円の平行線となりますような960万円、この表自体が特例給付か本則給付かを分けるラインとして、現在も使われているということでございます。

その後は、対象の児童数、これまでの経緯などがございますので、多少飛ばさせていただきます。

だきまして、もう一つの話としてお伝えしたいのが15ページでございます。児童手当の支給に関する手続の関係でございます。現在、右下に様式を貼り付けてございますけれども、現況届を毎年出していただいております。緑色のところを保護者の方に記入していただいて、黄色のところを市役所側、市町村側で確認するという手続をしてございます。上のほうの成長戦略フォローアップにもございますけれども、手続の一層の簡素化ということで、この現況届自体をなくすということも含めて、現在検討中ということでございます。

左下に 印で書いてございますけれども、河野大臣提唱の押印廃止ということは既に実施済みでございますが、その先の書類自体の廃止も今回の制度改正と併せて実施できるかなと考えているものでございます。

おめくりいただきまして、17ページ、18ページ辺りでございます。先ほど申し上げた1,200万円というものがどういうものなのかということでございます。様々な御意見を踏まえて政府としての考えをまとめさせていただいたものでございますけれども、例えばその1つの要素としましては、税制上で配偶者控除という、世帯を支援するものについては、対象となる方の基準が1,195万円ですとか、次の18ページですと、御案内だと思いますけれども、保育料の基準は国で定めている政令の基準でいきますと、一番上のランクは1,130万円以上となっております。同様に、別制度ですと高額療養費という医療保険の制度でも1,160万円という基準でありますとか、大学奨学金の一部のものについても1,194万円という基準もございますので、一定程度、他制度など見ながら考えているというところでございます。

それ以降、19ページ、20ページ、21ページ、22ページと、今、申し上げた1,200万円の方たちがどういった状況なのかということを書かせていただいて、資料としてお出しいただいているものでございます。あわせて、24ページ、25ページ辺りは今回も宿題として残ることになりました多子世帯の話、26ページ、27ページ辺りは世帯合算の話ということで、資料をお付けしてございます。分量が多いので、説明のほうはこれぐらいにさせていただきます。後ほど御覧いただければと思っております。

私からは以上でございます。

池上参事官 続きまして、資料5についての御説明をいたします。

資料5は保育所等の入所に向けた手続のデジタル化についての検討状況ということで、御用意させていただきました。

まず、1ページ目でございます。保育の必要性の認定や入園の利用調整のため、企業に就労証明書を記載していただいているところでございます。市町村の自治事務でございますので、市町村ごとにこの様式はばらついていて、企業側の事務負担になっているという御指摘も様々ないただいていたところでございまして、内閣府としても、市町村に標準的な様式をお示しして、できるだけ統一的な様式になるよう促してまいりました。

3ページには、現在の普及状況をお示ししております。これは以前の子ども・子育て会議でも御報告したものでございます。

次に、4ページを御覧いただきたいと思います。本年7月に定められた規制改革実施計画におきましては、令和4年度にデジタルで完結する仕組みが普及するよう、本年中に工程表を策定することとされたところでございます。

5ページを御覧ください。デジタル化の前提といたしまして、押印を不要とする必要があることや、特にコロナの感染が懸念される中で押印のために出社せずに済むよう、自治体に対して5～8月にかけて押印を不要としていただくよう、累次のお願いをさせていただいてきたところでございます。

その結果、一番上の囲みの2つ目ですけれども、政令市・特別区の約3分の2が押印を不要としていただいているところでございます。

6ページ、標準的な様式の利用がさらに進みますと、企業の人事給与システムに取り込まれることも期待されることから、更なる普及に向けた調査を現在行っているところでございます。

最後、7ページでございます。今後に向けた工程表です。下に青い工程表がついていますので、そちらを御覧いただきたいと思いますが、今年度は就労証明書の活用状況調査、6ページで御説明した調査を行います。その後、自治体に採用してもらいやすい新たな様式を検討いたしまして、6月頃に様式の改定を行いたいと思います。早い自治体ではその年の秋から活用していただきつつ、さらに普及を図っていきます。普及が進めば、最後にありますように、企業の人事給与システムでの対応も期待されるところでございます。

資料5について、説明は以上になります。

そのほか、参考資料をお配りさせていただいております。最後、参考資料4には委員の皆様から事前に御提出いただきました委員提出資料をお付けしてございますので、この後、御参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

秋田会長 本日の議事について、皆様から御意見、御質問をお願いいたします。時間の関係上、お一人2分間で御発言いただきますよう、御協力をよろしくをお願いいたします。時間を超過した場合は、画面にメッセージが表示されますので、御留意ください。また、オンラインでの御発言は時間を超過する傾向がございますので、何とぞ時間を厳守していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、御発言の順番につきましては、事前に事務方よりお知らせしているとおり、本日は委員、専門委員、代理出席の方にそれぞれ五十音順で指名をさせていただきます。ただし、柏女委員、岡本専門委員、渡辺専門委員は途中退室の御予定とのことでございますので、最初に御発言をいただきたく存じます。

それでは、まず、最初に柏女委員のほうからお願い申し上げます。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。所用で中座のため、発言順序に御配慮いただきまして、感謝を申し上げます。

1点のみ意見を申し上げさせていただきます。

今回、いろいろな制限の中で新プランができたことは評価したいと思います。また、予算案でも様々な充実が図られていることにも敬意を表します。

子ども・子育て支援制度も第2期に入り、また制度発足後の状況に対して幾つかの混迷を含みながらも、制度の更なる推進や不備、副作用について、矢継ぎ早で対症的な修正、進展を進めてきた関係者の尽力にも敬意を表しています。

ただ、昨年5月の会議で私から本制度の中長期的な課題を6～7点挙げさせていただきました。そのとおり、本制度はまだまだ中途半端な制度だと思っています。また、子供減少社会の中であって、地域共生社会の推進など、行政、福祉システムの再構築は急がれる状況であって、この制度を今後どうするのか、羅針盤をつくる必要があるように思っています。財源についても今回苦勞がありましたけれども、育児休業中の所得補償と乳児保育との財源統合の課題などがありますし、また、制度的にも幼保一体化を進めるという中であって、現在、株式会社立保育所の幼保連携型認定こども園への認可替えを排除している。そういう仕組みをどう考えたらいいのか。さらに、介護保険のような要支援家庭に対する子育て支援プラン策定によるパッケージ型の給付の在り方、あるいは児童館、プレイパークなどの充実を含めた総合的な放課後対策をどうしていくのか。障害児支援制度とこの制度が分立していますけれども、そこをどう統合させるのか。また、在宅が市町村、入所が都道府県といった実施体制上の分断の解消など、包括的で切れ目のない支援体制をつくり上げることを早急に検討すべきだと思っています。

こうした子ども・子育て支援が目指すべき方向、羅針盤を本格的に議論すべきだと思います。そうしないと、対症的に施策を充実し、綻びを繕うだけではいずれ行き詰まってしまうように思います。ワーキングチームや部会を設置するなどして、制度が今後向かうべき方向について議論を始めていただくことを願いたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、岡本美和子専門委員、お願いいたします。

岡本専門委員 日本助産師会の岡本です。

先に発言のお時間を頂戴し、感謝申し上げます。

2点述べさせていただきます。

1点目は、保育の受け皿整備、保育人材の確保についてです。令和2年度の補正予算案同様に、保育士修学資金貸付等事業である保育士資格の取得を目指す者に対する修学資金貸付け、例えば保育者として一定期間就業することにより、資金返済を免除するなどの貸付原資の確保を令和3年度もぜひとも充実させていただきたいと思います。保育者養成校に在籍する学生の中には、このコロナ禍の影響を受け、保護者の就労事情が悪化し、授業料滞納などで学業継続が厳しくなっている者も決して少なくありません。将来の保育人材確保につながることでありますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援についてです。母子保健法の改

正により、法的に位置づけられた産後ケア事業について全国展開を目標に、実施箇所数の増加を図り、より身近な場で母子を支える総合的な支援体制の構築を推し進めていくという方針に対し、大変期待が高まっております。産後ケア事業をこれまでのようなハイリスクアプローチとしてのみ位置づけるのではなく、ポピュレーションアプローチとして位置づけていただき、出産後の母子の孤立予防として利用する上でのハードルを下げてください、通常のこととして産後ケアを利用できますよう、支援体制の更なる充実をよろしくお願いたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、渡辺弘司専門委員、お願いたします。

渡辺専門委員 日本医師会の渡辺です。発言の順を御配慮いただき、ありがとうございます。

4点申し上げますけれども、事務局の回答は不要です。

1点は、子ども・子育て関連に財源を確保していただいたことは、関係者の皆様に感謝する次第です。しかし、それが有効に使われているかどうかという検証を行って、費用対効果を示していただきたいと思います。例えば児童虐待における児相の体制強化、どういふ点が強化され、予算をどこに使われたのか、現在では何が不十分かという検証が見えてこないのは大変残念であります。可能なものから提示していただけるとありがたいと思います。

2点目は児童手当に関してでございますけれども、合算で対処した場合の予想削減額は、このたびの制度改革とどの程度異なるのか、合算で対処した削減財源を子ども安心プランに振り分けるほうが現場のニーズに合っているのではないかと気がいたします。

3点目でございますけれども、資料5にあります入所手続のデジタル化に関しては、ハードの準備をするということに対して財源が必要ではないかと思っておりますので、その辺の確保をお願いしたいと思います。

最後に、各委員に全て発言の機会を与えていただくという試みは、公平性の点で大変いいと思います。しかし、その公平性を担保するには、先ほど事務局が言われたように、発言時間厳守を厳しくしていただきたいと思っております。また、例えば発言はこのたびの議題に関したのものなど、ある程度統一された項目に関してなされたほうが、省庁も対応しやすいし、実現性も高かろうと思っております。百花繚乱の議論というのは、様々な考えが分かって大変ありがたいとは思いますが、本会議として具体的な方針をまとめにくく、成果が生み出しにくくなるのではないかと考えております。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、王寺直子委員、お願いたします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺です。意見書を添付しておりますので、御覧く

ださい。

1点目、第三次補正予算について、今回のコロナの助成金、ありがとうございます。ただ、今回の予算はICT化と同じように、国が2分の1、各都道府県・市町村が2分の1となっておりますので、新型コロナウイルス感染症はまだ終息が見込めず、衛生用品やICT化の整備には助成金は不可欠です。どうぞ全ての市町村で実施され、全ての施設が受け取ることができるように御配慮をお願いします。

2点目、新子育て安心プランの概要についてですが、先ほど各委員がおっしゃっていただいたように、人口減少地域でも保育者の確保が問題となっておりますので、特段の御配慮をお願いしたいと思います。

3点目、児童手当の見直しは一定の理解を示しておりますが、保護者に分かりやすく丁寧な説明が必要ではないかと思えます。

4点目、入所手順のデジタル化については大変喜ばしいことですが、セキュリティーやリテラシーなどの様々な問題を抱えているということがございますので、その問題をクリアした上での双方の業務負担軽減となることを望みます。

5点目、多機能型地域子育て支援の新たな展開でございますが、認定こども園においては子育て支援が必須化されておりますので、どうぞこの事業も地域の連携の輪の中に加えていただきたく、お願いいたします。

6点目、処遇改善に係る1号認定部分の周知でございます。2号、3号認定におけるキャリアアップ研修会は、各都道府県や市町村で実施されているところですが、1号認定の団体認定が進んでいないのが現状です。いま一度、事務連絡を発出していただき、団体の認定を促進していただくようお願い申し上げます。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、奥山千鶴子委員、お願いいたします。

奥山委員 おはようございます。NPO法人子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

本年度は大変お世話になりました。新型コロナウイルスの拡大により、これほど子育て家庭に大きな影響を与えた年はないのではないかと思います。しかし、このピンチは私たちの子ども・子育て支援の弱いところを可視化した面もあり、本当に急ピッチでその現状を打破しなければいけないのではないかと、国や地方自治体、私たち事業者、市民に気づかせてもらったと思っております。そのような中で、次年度の予算設計や新しいプランなどの御紹介をありがとうございました。

まずは、令和3年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案についてです。利用者支援事業は3種類ございますけれども、全て国庫補助率をアップしていただいたという点で、これから相談支援から地域を挙げて、それから各事業と連携を持って、家庭を面的に支えるという意味で非常に重要だと認識しておりますので、更なる推進をお願い申し上げます。

さらに、利用者支援事業を核とした連携について、包括的な支援という形で出てきました。これが市町村の子ども・子育て支援事業計画への位置づけも持てるようになる可能性が出てきたということで、大変期待をしておりますし、私たち事業者もこれはしっかりと実施していかなければいけないと思いました。

最後に児童手当についてです。先ほど丁寧な御説明をいただきまして、内容について御議論があったこと、その背景等も理解いたしました。しかしながら、児童手当というのは子供一人一人への手当でございますし、最終的に御家庭の就労の有無にかかわらずの形で体制が整備されること、それから全世代の包括的な予算配置の中から子供の予算をしっかりと確保することが重要で、子供の少ない予算の中で取り合いにならないように、今後とも、ぜひ御配慮をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、長田朋久委員、お願いいたします。

長田委員 公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田と申します。

今回も意見書を提出させていただきましたので、参考資料4の委員提出資料の3ページを御覧になってください。

まずは保育士の処遇改善を継続していただきまして、誠にありがとうございます。来年度以降、財政の厳しい中ではありますが、道半ばである処遇改善につきましても、もう一歩踏み込んだ施策の御検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、人口減少地域、宿舍借り上げ事業につきましては、時間の関係上、お読みいただきまして、最後に、短時間保育士の活用なのですが、最低限クラスに1名以上は常勤保育士を配置しておかないと最低限の保育の質が保たれません。短時間保育士だけでクラスの子供を保育すると、例えば園児の事故につながる危険性も高まるのではないかと危惧しています。待機児童解消のためとはいえ、保育の質の低下を招いている園に我が子を入園させてよいと思う保護者はいないのではないかと思います。子供も1日の中で次から次へと変わる保育士を信頼することができるのでしょうか。この規制緩和は再考をお願いしたいと思います。

以上です。今年はありがとうございました。来年もよろしくお願いいたします。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、小塩隆士委員、お願いいたします。

小塩委員 一橋大学の小塩です。ありがとうございます。

私は、児童手当の見直しについてコメントいたします。

当初は、特例給付はできるだけ圧縮して、待機児童問題の解消につなげるという面からスタートして、結局先ほど御説明のあったようなところに着地したのですが、これはとても重要な問題ですので、年明け後、この子ども・子育て会議でもしっかりと議論する必要があると思います。

ポイントが3つありまして、1つ目は、世帯合算を導入するかどうかです。たくさんあるほかの保育支援の制度との整合性もありますし、ライフスタイルに対する中立性という面から見ても、世帯合算を導入していいと考えています。

2つ目は、所得制限の在り方です。所得の高い層に対して支援する必要があるのかどうかという議論がありますが、これは国によって考え方が違います。先ほどは説明がなかったのですが、ドイツやスウェーデンのような所得制限を設けていないところもありますし、設けているところもあります。どのようにすべきか、しっかりと議論する必要があると思います。

3番目に、現物給付か現金給付か、どちらに軸足を置くべきかという議論も併せて議論する必要があると思います。女性の社会進出がある程度の水準を超えると現物給付に軸足を置く国が多いのですが、日本はどうかという議論も改めてする必要があります。年明け後、この会議でもしっかりとする必要があります。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、加藤篤彦委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤でございます。

私からは4点ございます。

1点目は、安心プランで幼稚園資源の一時預かり事業の積極活用について、開設準備等も御配慮もいただいて、誠にありがとうございます。

2点目、コロナ対応費用の件なのですが、大変ありがたいことなのですが、施設給付は大変使いやすいのですが、事業ごとの補助の給付については、事務が大変煩雑でございます。園も行政も大変でした。市レベルで事業別給付はやらないというような判断をされるようなケースもございまして、施設のほうに重点を置いていただくとか、園が利用しやすいように各省庁間で運用上の工夫をお願いできればと思います。

3点目、デジタル化の件ですが、保育所のみならず、就労証明は一時預かり事業を実施していれば、2号、3号もみんな同様でございますので、包括的な概念でこれから事業の展開を進めていただければと思います。また、かねてから申し上げているように、園と行政との間のデジタル化は、保護者と企業の就労証明側の話だけではなくて、施設給付や実績報告などトータルなパッケージとして必要であり、デジタル化をフォーマット統一も含めて急ぎお願いしたいと思います。

最後に、施策の周知加速は前回もお願いしてございます。今回、時期もまだ短い会議でございますけれども、どうぞ各園、各行政まで届くように、よろしく申し上げます。

私からは以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、古口達也委員、お願いいたします。

古口委員 全国町村会を代表して、栃木県の茂木町長の古口でございます。よろしくお

願いたいします。

さて、もう皆さんから様々な意見がございましたので、私からは1点です。

児童手当について、今回の改正案では、高所得者が対象外となりますが、この点につきましては、市町村が窓口となります。その窓口で混乱の生じないように、国からもぜひ廃止理由も含めた制度の周知の徹底をお願いしたい。もちろん町村でも町民の皆さんにしっかりと周知徹底を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、駒崎弘樹委員、願いたいします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。よろしく申し上げます。

まず、児童手当の件に関してですけれども、もう決まってしまったことなので何を言っても無駄だと思えますが、反対です。子供たちの予算を子供たちから削って行うというのはいかがなものでしょうか。こんなことをするくらいであれば、無償化などというものはしないで、その財源を使えばよかったのではないかと思わざるを得ません。ぜひ、日本の政治家の方々には、総合的な子育て新戦略を持っていただきたいと強く思いますということを議事録にとどめさせていただきたいと思えます。

さて、私からの意見書に基づいてお話ししたいと思えます。4点ありますけれども、時間の関係で2点のみお話ししたいと思います。

まず1つ目です。小学校の学級少人数化に伴い、保育園の人員配置基準も見直していただきたいと思えます。小学校の学級の人数が40人から35人に見直されました。これ自体はとてもいいことだと思っております。ですので、これに合わせて、かねてより懸念であった保育士1人当たりの人数を再考いただきたいと思っております。海外と比較しても多過ぎるわけでございます。

こちらの表を御覧になっていただきたいと思えますけれども、日本の場合、4歳以上の場合は30人を見るわけなのですが、イギリスでは13人、ドイツでは9人、ニュージーランドでは10人ということで、非常に手厚い保育、幼児教育が可能になっておりますけれども、日本ではそうではないという状況において、これを見直すチャンスがあるのではないかと思っております。

次に、保育園の空き定員で障害児の児童発達支援事業をできるようにしていただきたいと思っております。今後、人口減少社会において様々な定員割れが出てきます。この保育園の空き定員で障害児の児童発達支援事業ができるようにしていただけることで、空き定員の問題が解決できますし、一方で、障害児の居場所が足りないという問題に対しても対応できると思っております。何よりもインクルーシブな保育、幼児教育環境ができることが差別や偏見を拭い去れることにつながるのではないかと思っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、佐藤好美委員、お願いいたします。

佐藤委員 産経新聞社の佐藤です。よろしくお願いします。

1年が終わるに当たり、少し大きな話をさせていただこうと思いましたが、児童手当についてです。

子ども・子育て支援策と位置づけられてはいるのですが、何を支援しているのかよく分からない施策だと思っています。少子化対策という意味でも、あるいは生活の苦しい世帯での子供の育ちを支援するという意味でも中途半端だと思います。少子化対策だということであれば出生率1.36ですから、例えば2人目以降に重点的に支援する、もっと傾斜をつけるということが考えられますし、生活の苦しい子供の育ちを支援するというのであれば、もっと対象を絞って手厚いソーシャルワークをしていく方が効果が上がると思います。

幼児教育の無償化は、ペリー就学前計画が発端になったと言われておりますけれども、幼児教育の無償化はそれとは異なるものだったと思っております。ペリー就学前計画は、幼児教育というよりもむしろ家庭訪問を交えたソーシャルワークに近い働きかけだったと理解しております。フェース・ツー・フェースで支援をすれば目に見える効果を上げられるわけで、生活の苦しい世帯への支援なら、こういった効果の出る施策に転換していく必要があると思えます。

もう一つの理由は、前回の経営実態調査では、各園の収支差が2%にとどまりました。極めて低い収支差であった理由は、人員配置の厳しさが影響していたと理解しております。これから先、人件費がさらに上がっていくことを考えると、収支差がさらに低くなることも考えられます。この子会議から「消費税を引き上げてください」という話をするのであれば賛同しますが、消費税が上がらないのであれば、不足している0.3兆円の質の充実を何で対応するかを考えなければなりません。0.3兆円という額を考えると、考え得るのは児童手当しかないのではないかと思います。来年以降、児童手当について少し大きな見地から考えることが必要だと思えます。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、湊元良明委員、お願いいたします。

湊元委員 日本商工会議所の湊元です。

私からは2点申し上げたいと思えます。

まず1点目、令和3年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況についてであります。事業主拠出金に対する考えはこれまでも述べてきたとおりでありますので、改めては申し上げません。去る12月14日に公表された全世代型社会保障検討会議の報告書には、事業主拠出金を財源の一部とする旨が記載され、政府は法改正など、財源確保に向けた作業を粛々と進めていかれると思えますが、特にコロナ禍の極めて厳しい経済情

勢を十分に考慮した上で、拠出金の運用規律を徹底するとともに、今後、毎年の拠出金率については中小企業の支払余力に基づき協議の上、慎重に検討していくよう、お願いいたします。

2点目、児童手当に関する見直しについてであります。平成29年11月29日、平成30年11月20日の財政審の建議では、現在の児童手当について制度創設以来の社会の変化や給付の実態を踏まえると、給付されるか否かの判断基準である所得の範囲については、主たる生計者のみの所得で判断するのではなく、世帯合算で判断する仕組みに変更すべきである旨の提言を行っております。

また、資料の26ページには、専業主婦世帯の共働き世帯の推移が示されておりますが、1980年以降、共働き世帯が右肩上がり、逆に専業主婦世帯数は右肩下がり、特に2010年以降は急激に減少しています。最近の2019年における共働き世帯の割合は約7割であることを鑑みれば、財政審で提言している世帯合算で判断する仕組みに変更することについて、商工会議所としても妥当なものであると考えます。児童手当の財源の一部は事業主拠出金であり、最低賃金引上げや社会保険料の負担増が続いている中、業績のよしあしに関係なく、全ての企業を対象に厚生年金と共に徴収されております。児童手当の仕組みに関しても、社会情勢や足元の状況変化、公平性の観点を踏まえた適正な仕組みを構築され、特にコロナ禍の極めて厳しい経済状況において、企業の更なる負担感が増すことなきようお願い申し上げます。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、手島恒明委員、お願いいたします。

手島委員 経団連の手島です。

まず、資料3の新子育て安心プランに関してですが、これまで繰り返し申し上げましたとおり、少子化対策は本来、社会全体で公平に支えるべきと考えます。このたび閣議決定された新子育て安心プランでは、児童手当の特例給付の一部見直しとともに、事業主拠出金を1000億円増額することで財源を確保することになりました。拠出金の負担が増える企業の理解と納得が得られるよう、拠出金事業の運営規律の徹底を強く要請いたします。

また、新プランの14万人については、新型コロナウイルス感染症による妊活の延期など、出生数に与える影響などを考慮していない数字であると考えます。今後の出生数の動向や保育ニーズの増加の度合いなど、現状をその都度しっかり把握した上で、現実の需要に対して供給過多とならないよう対応していくべきだと考えます。

次に、資料4の児童手当につきましては、前回会合でも申し上げましたとおり、就労形態など社会の変化への対応及び公平性確保の観点から、所得基準を世帯合算に改めることが妥当です。全世代型社会保障改革の方針にも明記されているとおり、世帯合算の導入については来年度以降も引き続き検討が必要だと考えております。

最後に、資料5にあります保育所等の利用希望時の手続のデジタル化については、工程

表のとおり実現するよう、国や自治体にはぜひ取り組んでいただきたいと思います。子育て関係の申請についても電子申請ができないものがまだ数多くあります。本件に限らず自治体における行政手続のデジタル化については、各自治体がそれぞればらばらに進めるのではなく、標準的なシステムづくりを進めるべきだと考えます。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、野澤祥子委員、お願いいたします。

野澤委員 新子育て安心プランに基づいて、保育の受け皿準備とともに保育の質の向上を図るということが指摘されていることは非常に重要だと考えております。3点ほどお話しさせていただきます。

1点目に、長田委員からもありましたが、待機児童対策として常勤保育士1名必須の規制をなくすということに関してですけれども、特に低年齢児に関してはそれがどのような影響を及ぼすのか検証しながら、運用面を吟味しながら慎重に実施いただくことが必要かと考えます。

2点目として、幼稚園における一時預かり事業を推進する上で、保育体制の充実や開設準備経費が充実されたということはとても意味があると思います。単に空きスペースを活用するといった視点ではなくて、これまでの実践を生かしながら、必要な設備や人員を整備することによって実施するということが重要だと考えております。

3点目としまして、保育の質に関わる今後の課題としまして、子供たちや家庭の多様性への配慮ということが課題となってくると思います。OECDの国際幼児教育・保育従事者調査では、特に文化的多様性への関心やそれを意識した実践が参加国の中でも低いことが指摘されています。特別な支援を要する子供とともに言語、文化的背景の異なる子供など、多様な全ての子供たちの学びや育ち、ウェルビーイングを保障するための研修、人員配置、外部支援者との連携などを充実させていくことが求められると思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、松田茂樹委員、お願いいたします。

松田委員 中京大学の松田です。私からは手短かに3点、意見を述べさせていただきます。

まず1点目、資料3、新子育て安心プランです。前回までも私が申し上げましたとおり、出生率が回復していったとしても、当面の間、人口減少が続きます。そうした中では、必要な保育の受け皿を、新しく保育施設をつくるだけではなくて、既存のものをできるだけ利用するということが大事であると思います。今回の取組を評価します。

その上で提案です。地域の子育て資源を最大限に活用するためには、各市町村において保育所、小規模保育、幼稚園、その他施設においてあと何人キャパシティーがあるかを把握することが大事だと思います。そのデータを政府が全て収集し、公表するというのを進めてはどうかと思います。現状を見える化するということです。

2点目です。児童手当に関するものです。少子化の研究者として申し上げますと、出生率回復のためには児童手当の拡充、特に多子世帯に対する児童手当の拡充は不可欠だと思います。我が国の手当及び税制をセットにすると、諸外国より脆弱です。その上で、高所得者の扱いはなかなか悩ましいものですが、もしそこで制限を入れるのであれば、その浮いた財源は児童手当の多子世帯等の拡充に使われるべきだと思います。先ほど来、意見が出ています世帯合算については、私としては賛成です。

最後にデジタル化です。保育所の入所関係の資料を全てデジタル化すべきだと思います。今、就労関係、就労証明書のみならず、提出から管理のシステムまで、それぞれの自治体で別のシステムが運用されています。それではなく全国で1つのシステムにして、全て標準化する。これが全体のシステムの効率化につながると思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、水谷豊三委員、お願いいたします。

水谷委員 全日本私立幼稚園連合会の水谷でございます。よろしくお願いいたします。

3点ございます。

1点目は、一時預かり事業幼稚園型、に関してですが、保育体制充実加算の増額及び弾力化を進めていただきまして、ありがとうございます。幼稚園における預かり保育の充実につながるものと思われま。

ただ、私学助成園が一時預かり事業幼稚園型を実施するケースが少ないという報告が前回ございましたけれども、これは周知できていないという要素があります。そういうものが使えるのかということが分からなかったり、あるいは一時預かり事業幼稚園型には、市町村として実施しないという判断をしているケースも結構あるのではないかと思いますので、そのためにあまり活用が広がらないということもありますので、国及び自治体からの十分な御説明をよろしくお願いいたします。

2点目は、子育て支援員のことです。預かり保育で子育て支援員で人材難を確保しているという部分がございますが、現状では子育て支援員を養成する研修は十分提供されていないという実態があるかと思えます。自治体が積極的にこの講習会、研修会を開いていただいて、研修体制づくりを進めることが急務ではないかと思えますので、国や都道府県のバックアップにより研修体制の確保と充実を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

3点目は、処遇改善加算の基準年度の取扱いについてですが、これは事務処理がスムーズになったと思われま。何かその分の事務量改善にはつながったと思われま。ありがとうございます。

ただ、懸念がございます。前年度より園児数が減った場合、かつ雇用している職員は現状維持をしている場合に、収入は減っているけれども去年より処遇を改善しなければいけないということになるわけですが、その分、他の経費を圧縮するということが行わ

れますので、こういう状況にある場合に限っては、弾力的な対応を一定工夫しないとということが不安の声として私のほうに届いている部分もございますので、御一考いただければと思います。

以上でございます。あと、意見書のほうを御覧いただければと思います。

ありがとうございます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、森田信司委員、お願いいたします。

森田委員 いつもお世話になっております。全国保育協議会副会長の森田でございます。よろしくお願いいたします。

私からの意見として、令和2年度補正予算案、令和3年度予算案や新子育て安心プランの御説明をいただきまして、保育の現場に寄り添っていただいていますことに感謝申し上げます。

まず初めに、短時間勤務の保育士の活用についてです。長田委員からも意見が出されておりますように、私も同じ意見でございます。保育の質の観点からも懸念があると考えますので、十分に議論して進めていただければと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。保育現場のICT化に関して、コロナ禍においてICTを活用した保育実践が進んでいます。このことは本会の会員への調査でも明らかになっています。このたびの補正予算により、このようなICT化の取組をさらに充実することができると思っております。

一方で、ICTの利活用には業務の省力化だけではなく、保育所、認定こども園を利用する子どもや保護者、さらに地域の子育て家庭に対しリモートでも様々な支援ができる可能性が広がっております。コロナ禍の補正予算として単発的に終わるのではなく、継続的な支援としてお願いできればと思っております。

また、感染症対策のかかり増し経費の支援につきましては、補助割合が国2分の1、市町村2分の1ということになりました。これは第二次補正までは国10分の10で実施されており、各市町村の財政状況は厳しく、他の新型コロナウイルス対策にも予算確保が難しくなるなど、自治体の財政状況による格差が生じております。さらに、第一次補正、第二次補正分も自治体によっては保育所等からの申請ができていないところもあると聞いております。こうした実態の把握をいただいた上で、必要なところに必要な支援が届くよう、国からの御配慮を強くお願いしたいと思います。

続いて、ワクチンの優先接種についてのご願ひでございます。国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、医療従事者、次に高齢者とされ、その次に介護職員等が示されていますが、ここに児童福祉関連の職員が含まれておりません。エッセンシャルワーカーとして従事している保育所、認定こども園を始め児童福祉施設の職員への優先接種についても御検討いただきたいと思いますと考えております。

最後に、前日も発言しておりますが、保育士等の処遇改善はまだ道半ばの状況でござい

ます。引き続き御検討いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、山内五百子委員、お願いいたします。

山内委員 日本保育協会の山内です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、2点ほど発言させていただきたいと思います。

待機児童の新しいプランについてであります。財源確保が難しいなどということが言われておりましたが、新しいプランが策定されたことは、各省庁の方々の御努力に敬意を表したいと思います。

一方、子育ての現場では、子供数が減少している地域での保育士、子育ての場が確保され続けることができるのかという危機感を持っております。この会議でも調査・研究を進めるといったことが必要となっており、調査を実施しているところと聞いておりますが、ぜひこの会議でも、今後の方向の報告、それから議論をしていただきたいと思いますと考えております。

また、何人かの先生からも既に発言をいただいておりますが、常勤保育士の配置の規制緩和について、非常に保育の質の低下を懸念いたしております。これから検討されると聞いておりますが、安易な規制緩和にならないように、慎重に検討いただくように要望してまいりたいと思います。

次に、保育の質の向上であります。小学校における学級人数の基準が引き下げられることになったと報道されております。一方、子ども・子育ての分野については、何度も発言させていただいておりますが、既に3,000億の消費税以外の財源を確保して、質の向上を目指していく必要があります。その中には保育士の基準の引上げも入っているかと思っております。様々な充実に御尽力いただいているところではあります。どうやってこれらの実現をするかという実質的な策について検討することが必要ではないかと思っております。ぜひ、行っていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、山本和代委員、お願いいたします。

山本委員 連合の山本です。よろしくお願い致します。

「魅力向上を通じた保育士の確保」が資料3にありますけれども、そこで、保育士確保の現状について保育士が退職した理由が書かれていますが、仕事量が多いことが挙げられています。その課題に対する施策例を、3ページに、魅力向上を通じた保育士の確保として記載してもらっているのですけれども、引用している東京都の保育士実態調査報告書を見ますと、職場の人間関係とか給料が安いというほうが離職の理由として割合が高いです。記載の施策ももちろん大切だと思いますけれども、保育士の処遇改善を最優先にすべきだということを申し上げたいと思います。

もう一点、児童手当に関して、皆さんそれぞれのお立場でお考えをおっしゃっていますが、連合としては、子どもは育ちの場を選ばず、与えられた環境で生育していくし

かないわけですので、子どもの最善の利益を考えれば、児童手当が全ての子どもに対して公平に支給されるべきと考えています。保護者の所得状況によって制限を設けて、支給停止することは不適切であると申し上げたいと思います。

この間、年少扶養控除や特定扶養控除の廃止が行われています。手当の廃止対象となる子育て世帯にとっては負担が増えるということでもありますから、少子化対策に真剣に取り組むという政府の方針に逆行していると言えると思います。ぜひ再考をお願いします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、大川洋二専門委員、お願いいたします。

大川専門委員 全国病児保育協議会会長の大川でございます。

本日は2点、病児保育関係と少子化問題についてお話しさせていただきます。

資料1の2ページにあるように、地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて取り組んでいただきまして、ありがとうございます。参考資料2の2ページに記載の保育所等の改修費の拡大や従来から行われています保育士の優遇改善策は、本事業には適用とはなりません。地域子育て13事業への適用をお願いします。

また、COVID-19の流行拡大に伴い、病児保育の利用は減少しておりますが、資料2の2ページにあるように、保育の受け皿拡大が行われるならば、病児保育の利用も今後拡大するわけでございまして、本事業の維持・拡大をお願いいたします。

2点目、日本の少子化を解決するためには、来年度も行われる児童手当や税制面での優遇策の一層の充実をお願いします。子供の出生率が減少し続けるのは、その制度はよしとするけれども、十分なものではないという証左でございます。子育ては経済的な負担なく、楽しいという実感を保護者に与えることが重要だと思います。そのためには、就労支援だけでなく、育児支援、子供支援の観点から、保育所等に入所する際の就労の有無を問わないということが必要となります。

さらに、児童手当を支給しない基準所得額をさらに増額しまして、いわゆる中流意識を持つ人々に、その生活水準を落とすことない生活の保障をすることが必要と考えます。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、尾木まり専門委員、お願いいたします。

尾木専門委員 全国保育サービス協会の尾木です。

新子育て安心プランに基づき、ベビーシッター利用料助成の非課税化やベビーシッター派遣事業の割引券の補助枚数が1日1枚から2枚に引き上げられたことは、利用者にとって大変有効な支援であると思っています。

また、子供の立場に立ったときに、日中は保育所等を利用していても、夜、一定の時間以降は自分の家で過ごすというのが極めて自然なことだと思いますし、また、病後児の時期も自分の家で過ごすことを実現しやすくする取組であるということの評価したいと思

ます。

以上です。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、木村義恭専門委員、お願いいたします。

木村専門委員 ありがとうございます。

全国認定こども園連絡協議会の木村です。よろしくをお願いいたします。

意見書を提出しておりますので、要約をしてお話しさせていただきたいと思います。

新子育て安心プランについて4年間で14万人の受け皿、当然そこには保育士の採用が関わってきます。全国各地域で保育士不足が非常に問題になっております。この解決には、潜在保育士の掘り起こしが非常に重要であると同時に、養成学校の生徒も全ての学生がこの保育士等の現場で働いているわけではありません。その辺を考えると、処遇の改善やさらなる手当等で御検討いただきたいと思っています。

児童手当に関してですが、実施時期が令和4年10月ということでありますので、丁寧な御説明をしていただければありがたいと思っています。

さらには、保育の量から質へのシフトをしていかななくてはいけない時期だと思っております。その際には、認定こども園は職員の配置基準がかなり多くなっておりますので、改めて職員の配置基準であったりとか、子供の適正な保育時間の検討であったり、さらには幼児期の終わりまでに育てほしい「10の姿」の共有など、中間年度を見据えて取組を始めていただければありがたいと思っています。

また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業であります。ここにおける一時預かりや延長保育、子育て支援拠点事業、病児保育等の対象となるのか、また遡及されるされるのであれば、それはいつからなのか。自治体によっては理解にかなり差があるように感じますので、FAQの発出などをここでお願いしたいと思っています。

また、関連してですが、幼児教育の質の向上のための緊急整備事業は当初予算と実質の内示がかなり大きくかけ離れております。ある法人では、遊具などを600万円ぐらいかけて整備をしようと思ったら、実際には内示は保健衛生費の75万円だけだったという形になっております。この辺の結果はなぜこのようになったのか、また令和3年度はどのようになるのか、文科省のほうから見解をお聞かせいただければと思っています。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、高橋善之専門委員、お願いいたします。

高橋専門委員 秋田県大館市教育長の高橋です。よろしく申し上げます。

まずは、予算案全体として、厳しい財政状況にありながら子ども・子育て関係予算が増加傾向にあることを高く評価しております。特に地方教育の立場として、地域子ども・子育て支援事業における地域の事情に応じて実施する事業を支援する子ども・子育て支援交付金は、実効性が高く、地方にとってありがたい制度であります。中でも放課後児童クラ

ブについて、約30万人分の受け皿の整備を図る点や、質の向上を図るための加算の創設は望ましいことでもあります。でき得れば、放課後児童クラブ職員の資質向上を図るため、保育教諭等に準じた研修の充実や待遇の改善等も検討していただければありがたいです。

また、一時預かり事業確保（幼稚園型）についてですが、待機児童解消や子育て支援の活用という観点から有効な施策だと考えますが、こちらも預かりの質の維持、人材確保の観点から、職員の研修の充実や待遇についてもセットで検討すべき課題であると認識しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、中正雄一専門委員、よろしくお願いいたします。

中正専門委員 日本こども育成協議会の中正雄一でございます。

私のほうからは3つございます。

まず1点目、予算案の状況の御説明をありがとうございます。魅力向上を通じた保育士の確保のほうの予算をつけていただいて、感謝しております。引き続き、処遇向上をお願いしつつ、尊い仕事であるということの発信をお願いしたいと思っております。

また、今日はデータでは用意していませんが、新聞記事で御用意しましたけれども、文科省から学校・子供応援サポーター人材バンクの記事が6月28日の日曜日に出ました。1～3月、現場の人材確保がとても重要な時期なので、ぜひメディアを通じてこういった魅力発信をどんどんお願いしたいと思っております。

2点目です。私どもは意見書を出させていただいていますが、12ページの、同じく人材の件ですが、保育士等に感染者や濃厚接触者が出た場合に、業務に支障を来さないよう、代替職員雇用制度の充実を図っていただきたいという件でございます。また、自治体の認可外保育施設にも少なくとも新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間、代替職員の雇用費の助成をぜひお願いしたいと思っておりますので、この点よろしくお願いいたします。ぜひ、認可外保育施設にもお願いしたいと思っております。

3点目です。今後、登園自粛をお願いせざるを得ない状況も出てくると思っておりますので、改めて市区町村や保育所が混乱を来さないように国として明確な対応方針を示されるように御提案いたします。

以上3点でございます。ありがとうございます。

秋田会長 ありがとうございます。

若干御紹介が遅れましたが、ただいま坂本大臣が到着されました。この後、坂本大臣にも御参加いただきながら議論を進めてまいりたいと存じます。

それでは、順に議論を続けさせていただきますので、続きまして、徳倉委員代理の高祖常子委員代理、よろしくお願いいたします。

高祖代理人 ファザーリング・ジャパン徳倉の代理の高祖です。よろしくお願いいたします。5点、短くお話しさせていただきます。

新子育て安心プラン、地域に合わせた受け皿整備は歓迎いたします。ただ、保育事故や保育士の虐待というニュースも流れてきております。保育の質の確保をぜひお願いいたします。

2点目です。地域子育て支援拠点事業の両親ともに参加しやすくなる講座などの休日加算というのは歓迎いたします。ただ、休日や夜間にしても参加率がなかなか上がらないという話も聞いております。来たくなるコンテンツの工夫、そして父親の育休取得とセットで子育てとパートナーシップを学ぶというコンテンツの見直しをぜひお願いしたいと思っております。

3点目です。魅力向上を通じた保育士の確保というところですが、子育てしながら働く保育士は、かなり継続が難しいという話も聞きます。休み時間をきちんと確保するとか、持ち帰り仕事をなくすというところは基本的なところですが、あとは風通しのいい職場づくりというところですね。その辺もぜひお願いしたいと思っております。

4点目です。不妊治療の助成を入れていただいて歓迎します。こちらは企業が不妊治療の休暇を取りやすくする、また周囲に取得について分かりにくいような配慮をするというところ。さらに、学生などに対する学習というか教育というところにもぜひ踏み込んでいただければと思っております。

最後です。保育や幼稚園情報のデジタル化というところはぜひ進めていただきたいと思っておりますが、自治体による格差がかなりあります。その辺へのサポートもぜひお願いできればと思っております。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、三日月委員代理の中條絵里委員代理よりお願いいたします。

中條代理人 滋賀県副知事の中條です。公務により三日月知事の出席ができませんので、代理として発言をさせていただきます。

少子化の現状ですが、出生数が過去最小、さらに新型コロナウイルス感染症の影響で今年の妊娠届出数は大きく減少しております。こうした中で、少子化対策は時間的猶予がなく、直ちに困難に真正面から立ち向かう必要があります。全ての子育て世帯を社会全体で支えるという力強いメッセージが必要であると考えております。本日の御説明の内容に関連し、大きく3点述べさせていただきます。

1点目ですが、国民負担率などの違いがあり、単純な比較はできませんが、資料4の23ページに記載されておりますとおり、出生率の回復傾向が見られましたスウェーデン、イギリス、フランスと、家族関係社会支出の対GDP比を比較いたしますと、日本はこれらの国の5～6割程度の支出となっておりまして、家族関係社会支出の更なる拡充も念頭に置いた社会全体で子育て世帯を支える総合的な取組が必要だと考えております。全国知事会では、児童手当の所得制限の廃止や支給額拡充などの子育てへの経済的な負担軽減措置の拡充を提言しているところでございます。

2点目でございますが、特例給付の縮小について御説明がありました。少子化社会対策大綱で支援を行うこととしておりました多子世帯、多胎児を育てる家庭への負担の軽減策や子育てに関連する経済的支援についての具体策の提示が必要だと考えておりますので、お願いしたいと考えております。

3点目でございます。一人一人の希望の実現を後押しし、多くの人が家族を持つことや子供を産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会をつくるために、保育の受け皿の整備はもちろんのことですが、全ての子育て世帯を社会全体で支える広い視点に立った子育て世帯にアピールできる力強い支援策を御提示いただき、財源確保をお願いしたいと思っております。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、茂木委員の代理の粟野好映委員代理、お願いいたします。

粟野代理人 茂木英子市長が委員でお世話になっております。代理で副市長の粟野でございます。

3点御発言させていただきます。

まず1点目でございますけれども、資料1にございます予算案についてでございます。本年5月に策定されました第4次少子化社会対策大綱を踏まえまして、国及び市町村の子ども・子育て支援施策の一層の充実のため、引き続き予算の増額確保につきまして、特段の御尽力をお願いしたいと存じます。とりわけ子ども・子育て支援新制度の量的拡充と質の向上の実現に必要な1兆円超の財源につきましては、毎年お願いしておりますが、早急に確保していただきたいと考えております。

次に2点目、資料3の新子育て安心プランについてでございます。先ほど木村委員のほうからも詳しくお話がありましたが、令和6年度末までに約14万人の保育の受け皿の整備を図るということでございますが、業務の拡大だけではなく、保育の質の向上にも併せて取り組んでいただきたいと思います。

3点目、資料4の児童手当に関する見直しについてでございますけれども、令和4年10月からの児童手当見直しにつきまして、自治体の事務負担が課題とならないよう、余裕を持ったスケジュールで取り組んでいただきたいと思います。

また、見直しの対象となる世帯に対しましては、国の責任におきまして周知の徹底及び理解を得られるよう努めていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、安河内専門委員の代理の伊達直利委員代理からお願いいたします。

伊達代理人 全国児童養護施設協議会の伊達と申します。

私のほうからは、資料1の令和3年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算

案について、1点触れさせていただきたいと思います。

資料にあります児童虐待防止対策、社会的養育の迅速かつ強力な推進というところに私どもの事業は関連しておりますけれども、まず第1点目、児童虐待対策の推進ということですが、これは12月の初め、前回は触れましたけれども、虐待対応件数が19万件を超えました。つまり、前の年度よりも2割以上増えているということです。この2割以上増えたという量的な問題に対して、どのような施策を取っていくかというのは大変なことだと思います。

これに対して、その次の家庭養育優先原則に基づく取組の推進、3番目にあります虐待を受けた子供などへの支援の充実、4番目にあります困難を抱える女性への支援など保護事業の推進、この3つについては、量的な課題よりも質的な課題を求められているところだったのです。このことについて、1番目の2割以上も虐待対応が必要になってくるといふことになると、質的な課題がなかなかクリアできていきません。大混乱に陥っていると思います。どうぞ今後とも予算の十分な配分をお願いしたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、月本喜久委員、お願いしたいと思います。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。よろしくお願いいたします。

児童手当の見直しについて、意見を述べさせていただきます。

児童手当の見直しについては、手当を受けている保護者の立場から言えば、見直しをしてほしくないというのは本音だと思います。特に今はコロナの影響から、夫婦の収入が減ったり何かとストレスがたまって大変な状況にあるということが背景にあると思います。今回、新子育て安心プランにおける14万人の更なる受け皿づくりをするために、幼児手当を見直し、年収1,200万円以上の特例給付を廃止し、受け皿づくりの財源に充てるとのこと。保育料の無償化が実現してまだ1年余りのこのときということとは、ある種の矛盾を感じます。所得税や市町村民税を多く納付している家庭を対象にすることになり、また、1号認定の無償2万5,700円、2号認定3万7,000円から5,000円が減額されることと等しいことになるとも感じられますので、特例給付廃止の対象の家庭には納得のいく説明が必要になるとおもわれます。

その上でではありますが、これからさらに子を持つ父親、母親が安心して子育てと仕事を両立できる社会を実現していくためには、保育の受け皿づくりを始めお金がかかり、そのお金を捻出していかなければいけないということが分かりますし、そのお金は、私たち保護者を含め関係者皆で負担していかなければならないということは理解いたします。政府におかれましては、私たち保護者の気持ちも酌み取っていただいた上で、これからも保護者が我が子を安心して園に通わせることができるような取組を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

委員からの御質問に対して、事務局から御回答をお願いいたします。

池上参事官 まず、内閣府新制度担当の池上のほうからお答え申し上げます。

本日は、来年度予算と児童手当の見直しについて御議論いただきまして、どうもありがとうございます。今後、来年の通常国会に提出する法案の準備を進めてまいりますので、次回はその御説明等を行いたいと考えてございます。

それから、柏女委員から、中長期的な課題の検討もというお話もございました。5年後見直しの取りまとめの中でもそのような課題が挙げられておりますので、今後、検討を進めていければと考えてございます。

本日御説明した資料に関する御意見について、何点かお答えいたします。

まず、児童手当、その財源が活用される保育の受け皿の拡充について、子供の予算を削るのはどうなのかというような御意見もいただいているところでございます。この新プランにつきましては、経済界にも御協力をお願いさせていただいて1,000億という大きな金額を企業から追加拠出していただくことになってございます。保育のための財源の大幅な充実が図られるところでございます。

それから、政府全体として不妊治療の助成の大幅な拡充や子供・子育て支援に積極的な中小企業に対する助成措置の創設など、トータルでの支援も拡充する方針でございます。現金給付と現物給付をバランスよく組み合わせた総合的な少子化対策が必要かと考えてございます。

あと、幼保無償化との関係の御意見も頂戴いたしました。幼保無償化につきましては、所得制限なく、保育料について3～5歳について無償化するというのもございますので、高所得世帯に対する現物給付という意味で充実が図られているものと考えてございます。

同じく予算の関係ですけれども、地域子育て支援の連携に関して、奥山委員等から御意見を頂戴しました。地域における様々な子育て支援の事業が相互に補い合いながら連携して、より効果的に子育て家庭をサポートできるよう、市町村の事業計画に位置づけるなどの法律上の対応を検討してまいりたいと考えてございます。

その際、条文審査の状況を踏まえることとはなりますけれども、王寺委員からお話のありました認定こども園などの取組も含め、幅広く対応できるように検討していきたいと考えてございます。

それから、新プランの関係の中で事業主拠出金について、手島委員、湊元委員より保育の受け皿整備に係る事業主拠出金の負担についての御意見をいただいたところでございます。待機児童対策の重要性、財源確保の必要性について一定の御理解をいただいているところと思います。どうもありがとうございます。

一方で、コロナによる厳しい経済状況を十分考慮し、拠出金事業の財政規律を徹底するとともに、毎年、拠出金率について、中小企業等の支払余力を踏まえ、よく御相談しながら検討してまいりたいと考えてございます。

それから、同じく新プラン関係です。配置基準も含めてですけれども、量の確保と併せて保育の質の向上が重要であるとの御指摘をいただきました。また、保育士等の一層の処遇改善についても御要望いただいたところでございます。

大変厳しい財政状況の中で、来年度予算においては公定価格について必要な財源の確保が難しかったところでございますけれども、量の拡充と質の向上、そして一層の処遇改善をとともに実現できるように、今後とも安定的な財源の確保に努めてまいります。

それから、デジタル化の関係でございます。自治体も含めまして、できるだけ統一的にデジタル化を推進することが必要との御意見を松田委員などから頂戴いたしました。国としても標準様式を示すなどの取組を進めてまいります。

また、並行して、デジタル庁の創設と併せて、地方におけるシステムの統一化を図っていくという議論もあると聞いているところでございますので、そちらについても検討状況をよく見ていきたいと考えてございます。

給付実績についての様式の統一化については、今ちょうど調査研究を行っておりますので、自治体側の御意見も伺いながら標準的な様式を作成してまいります。

そのほか、1号認定部分のキャリアアップ研修についての御意見を王寺委員、木村委員からいただきました。周知が足りていない部分がありましたら、平成元年6月に通知した研修受講要件に係る内容について、速やかに再度周知してまいります。

私からは以上でございます。

矢田貝保育課長 保育課長です。

まず、新子育て安心プランにつきまして、様々な御意見をいただきありがとうございます。御意見を踏まえて、質の向上を含めて進めてまいりたいと考えています。

岡本委員から、修学資金の貸付けについての御意見がございました。資料1の6ページにございますとおり、三次補正でも積み増してまいります。引き続き支援してまいりたいと考えてございます。

駒崎委員から、保育所で児童発達支援ができるようにという御意見をいただきました。今後の保育の在り方、特に人口減少下の保育の在り方を考える中で重要な御指摘だと思いますので、検討してまいりたいと考えてございます。

最後に、複数の委員から短時間保育士についての御意見をいただきました。慎重に検討をという御意見を踏まえて、慎重に検討してまいりたいと考えてございます。本規制は省令の最低基準というよりは局長通知において常勤の保育士さんが原則であり望ましいということをおっしゃっておりまして、その考え方自体は変えないでいきたいと考えてございますが、これがために保育所に入れない、待機になってしまっているということをお考えますと、それよりは保育が受けられたほうが福祉の向上に資するのではないかという考え方に基づくものでございますが、いずれにいたしましても、御懸念を踏まえまして、関係の皆様とも相談しながら、今後、具体について検討していければと考えてございます。

以上でございます。

井上幼児教育課長 失礼いたします。幼児教育課長です。

3点です。1点目が一時預かり事業（幼稚園型）、の充実について評価をいただくとともに、質や体制の点、また市町村への周知等、幾つか重要な視点を御指摘いただきました。そういったものに留意しながらしっかり進めたいと思います。市町村への周知については、特に待機児童がいらっしゃるのにこの幼稚園の一時預かり事業を実施していない市町村があるかどうかなど、きめ細やかに対応したいと思います。

2点目、ICTに関連して幾つか御意見をいただきました。今後のことを考えましても、補正予算のみにとどまらず、しっかり当初予算のほうでも確保していくよう努めてまいります。

最後です。木村専門委員から、幼児教育の緊急環境整備の予算の執行についてお尋ねがありました。この緊急環境整備は遊具、運動用具等の整備や保健衛生の用品の購入といったものを対象にしているメニューでございます。例年、保健衛生用品の購入を優先ということはしていなかったわけでありましてけれども、現下の状況に鑑み、本年度の当初予算の執行に当たっては、あらかじめ保健衛生用品の購入等を優先させていただく旨、お知らせして募集をいたしました。

その結果、保健衛生用品の購入等でこの予算額が満杯になってしまい、遊具等を御支援できなかったことはおわびを申し上げます。委員御指摘のとおり、遊具はまさに教育に必要なものでございますので、来年度以降もしっかり予算を確保できるよう努めてまいります。

ありがとうございます。

秋田会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、最後に坂本大臣より御挨拶を頂戴したいと思います。

坂本大臣 少子化対策を担当しております内閣府特命担当大臣の坂本哲志でございます。委員の皆様におかれましては、年の瀬にもかかわりませず、このようにお時間をつくっていただき、また、貴重な御意見をいただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。

長年の待機児童問題を終わらせ、安心して子供を産み、育てることができる環境を実現することは、現政権の重要課題の一つでございます。本日は来年度予算案や税制改正、待機児童問題、そして児童手当等について御議論をいただきました。

まず、今週、待機児童解消に向けた新たなプランとして、新子育て安心プランが公表されました。この新子育て安心プランの実現を図るため、公費に加え経済界からの御協力もいただき、必要な運営費を確保してまいりたいと思っております。

また、来年度予算におきましては、令和3年度に必要な保育所や幼稚園等の運営費として、1兆3,932億円を計上しております。このほか令和3年度予算案で新規拡充する事項としまして、子育て支援に取り組む中小企業に対しまして50万円の助成事業の創設、それが

ら企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における補助の4,400円までの倍増、放課後児童クラブの質の向上、育児参加促進に関する講習会の休日における実施の促進、幼稚園における長時間の預かり保育の単価の充実などを行ってまいります。

また、児童手当の見直しは、特例給付について高所得の主たる生計維持者、具体的には年収1,200万円以上の者を対象外といたします。施行に要する準備期間等も考慮いたしまして、令和4年10月支給分から実施することといたしました。これらを実現するため、所要の改正法案を次期通常国会に提出する予定であります。本日、委員の皆様からいただいた御意見をしっかり受け止め、今後、制度設計の詳細を詰めてまいります。

以上の取組により、保育の受け皿の確保、中小企業で働く方や様々な時間帯で働く方の仕事と子育ての両立など、子ども・子育て支援の充実をしっかりと行ってまいります。

今後とも、安心して子供を産み、育てられる環境を実現するため、全力で取り組んでまいりますので、御指導、御協力のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

本日はありがとうございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、お時間でございますので、第55回「子ども・子育て会議」を終了いたします。

今年も、コロナ禍で皆様いろいろと御協力をいただきまして、ありがとうございます。良い年の瀬を健やかに過ごしてくださいませようお祈りし、終わりとさせていただきたいと思っております。

大臣もありがとうございました。

皆様、どうもありがとうございました。